

工事・作業、行事許可申請の手引き  
(京都府及び兵庫県北部海域)

平成31年1月  
舞鶴海上保安部  
宮津海上保安署  
香住海上保安署

# 目 次

第1章 適用法令	
第1節 概要	1
第2節 海域と適用法令	1
第2章 申請手続	
第1節 工事・作業許可申請	2
1 根拠	2
2 許可が必要となる港	2
3 工事・作業の範囲及び適用される行為	2
4 申請書のあて名及び提出先	3
(1) 申請書のあて名及び提出先	3
(2) 事務取扱窓口	3
(3) 事務取扱時間	4
5 申請者	4
6 申請書の様式及び提出部数	4
7 申請書の提出時期	4
8 審査基準及び標準処理期間	4
9 申請書の記載要領	5
(1) 目的及び種類	5
(2) 期間及び時間	5
(3) 区域又は場所	5
(4) 方法	6
(5) その他（事故防止措置等）	6
10 警戒船の配備	7
(1) 警戒船の配備	7
(2) 警戒船の配備隻数	7
(3) 警戒船の業務	8
(4) 警戒船の性能、設備等	8
(5) 警戒船の乗組員等	9
(6) 警戒業務の管理	9
11 磁気探査	9
(1) 実施	9
(2) 範囲	10
(3) 許可申請	10
(4) 発見時の措置	10
12 標識の設置	10
(1) 標識の設置	10

(2) 作業区域明示の標識を設置する場合に考慮すべき事項	1 0
13 水底土砂等の取り扱い	1 1
14 水路測量	1 1
15 利害関係者、関係機関との調整	1 2
16 海洋施設の設置	1 2
17 工事・作業変更許可申請	1 2
18 工事・作業完了届	1 3
<b>第2節 行事許可申請</b>	<b>1 4</b>
1 根拠	1 4
2 許可が必要になる港	1 4
3 行事の範囲	1 4
4 申請者	1 4
5 申請書のあて名及び提出先	1 4
6 申請書の様式、提出部数	1 4
7 申請書の提出時期	1 4
8 審査基準及び標準処理期間	1 4
9 申請書の記載要領	1 4
(1) 種類及び目的	1 5
(2) 期間及び時間	1 5
(3) 区域又は場所	1 5
(4) 方法	1 5
(5) その他（事故防止措置等）	1 5
(6) 緊急連絡系統	1 6
(7) その他	1 6
(8) 連絡先	1 6
10 潜水	1 6
<b>第3節 様式及び記載例</b>	<b>1 7</b>
1 各種様式	1 7
(1) 工事・作業許可申請書	1 7
(2) 使用船舶及び操船者一覧表	1 8
(3) 工事・作業変更許可申請書	1 9
(4) 工事・作業完了届	2 0
2 記載例	2 1
(1) 安全対策記載例	2 1
(2) 工事警戒船管理運用要領記載例	2 2
(3) 工事許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例	2 6
(4) 工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例	3 1
<b>第4節 港域図</b>	<b>3 4</b>
港域図（参考）	3 4

## 第1章 適用法令

### 第1節 概要

港内で行われる工事、作業、行事という行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通流を乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、港則法により港長又は海上保安部長への許可申請が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、船舶交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があります。一般的に工事、作業、行事を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備、関係者に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

許可申請に際しては、これらの事項に留意して申請書を作成して下さい。

### 第2節 海域と適用法令

港内において工事、作業、行事を行う場合には、申請先等が次のとおり定められています。

海域	適用法令と条文	申請様式		申請先
		工事・作業	行事	
特定港又は特定港の境界附近	港則法第31条第1項	許可申請	——	港長
特定港	港則法第32条	——	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用港又は同境界付近	港則法第31条第1項 港則法43条	許可申請	——	海上保安部長

特定港以外の港則法適用港における行事及び、港則法が適用されない海域で行われる工事、作業、行事については、基本的に許可申請の義務がありません。しかし、事故防止、船舶交通の安全確保の見地から、実施する工事、作業、行事の内容がわかる「工事・作業届」「作業届」「行事届」の提出をお願いします。

## 第2章 申請手続

### 第1節 工事・作業許可申請

#### 1 根拠

##### 港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

##### 港則法第43条（抄）

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する。

#### 2 許可が必要となる港

兵庫県及び京都府の日本海沿岸部において、工事又は作業を実施するために許可が必要になる港及びその区域は港則法施行令第1条により、特定港は第2条により定められています。

特定港・・・・・・・・舞鶴港、宮津港

特定港以外の港・・野原港、田井港、中浜港、間人港、浅茂川港、久美浜港

（港則法適用港） 伊根港、本庄港、津居山港、柴山港、香住港、浜坂港

なお、各港の港域は第4節港域図（P34～P40）のとおりです。

#### 3 工事・作業の範囲及び適用される行為

- ① 「工事」と「作業」に明確な区別はありませんが、概念としては、「工事」は行為が行われた場合において将来に施設など痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。
- ② 一般的に工事又は作業と呼ばれるものであっても、船内において行われる清掃作業など、その行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為や、船舶の離着岸作業及び荷役作業など、港内で通常行われる行為は除外されます。
- ③ 定置網漁業を営むために行う網の設置、のり・かき・真珠貝等の養殖施設用の竹木材類、漁具類の敷設、魚礁の設置等は、漁ろう行為の前提としてなされるものですが、その行為は工事・作業に該当し、許可が必要です。
- ④ 潜水して行う作業は、潜水員の安全確保のため他船の接近を制限して行われることから、潜水器具使用の有無に関係なく作業に該当し、許可が必要です。
- ⑤ 栈橋、岸壁及び橋梁で工事・作業を実施するにあたり、船舶を使用する場合や、作業資機材の海上落下防止措置のために海上部分や橋の下に足場を設置するなどして、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合は、許可が必要です。
- ⑥ 採水、採泥、潮流観測等は作業に該当し、調査場所で一旦停止した状態で観測する様な場合や探査器具を曳航しながら実施するような場合は、通常の航行形態とは異

なり、他の船舶が避航する必要があるなど船舶交通に影響を及ぼすことから、許可が必要です。

- ⑦ ブイや観測機器等の設置については、痕跡が残ることから工事に該当し、当該設置物の設置及び撤去作業について許可が必要です。なお、設置にかかる水域の占用許可等については、港長等への工事・作業許可申請の前に、港湾管理者等との調整をお願いします。
- ⑧ 海域上空で行われる航空ショー等のうち、海域にエアゲート等を設置して行う場合や、水上航空機が海上離着水したり、離着水付近海域にブイを設置する場合、花火大会等のうち海上に台船を設置して行う場合など、港域内に工作物を設置し、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合は作業に該当し、許可が必要です。
- ⑨ 法に記載されている「港の境界附近」とは、工事・作業が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響のある範囲をいいます。
- ⑩ 港内で実施する工事・作業であっても、船舶の通航実態がほとんど無いなど、船舶交通の安全確保及び港内の整頓に影響を与えないようなものについては許可を要しません。しかし、それぞれの工事・作業の内容を確認しないと判断できませんので、事前に各事務取扱窓口までお問い合わせください。

#### 4 申請書のあて名及び提出先

##### (1) 申請書のあて名及び提出先

工事・作業を実施する港によって、申請書を提出する場所や申請書のあて名が次のとおり変わりますのでご注意ください。

工事・作業を実施する港	申請書のあて名	提出先
舞鶴港	舞鶴港長	舞鶴海上保安部
野原港、田井港、中浜港、間人港 浅茂川港、久美浜港	舞鶴海上保安部長	
宮津港	宮津港長	宮津海上保安署
伊根港、本庄港	舞鶴海上保安部長	
津居山港、柴山港、香住港、浜坂港	舞鶴海上保安部長	香住海上保安署

##### (2) 事務取扱窓口

◎ 舞鶴海上保安部交通課
〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎 3階 電話 0773-76-4120 FAX 0773-76-4121
◎ 宮津海上保安署
〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀2174-2 電話 0772-22-0118 FAX 0772-22-4561

◎ 香住海上保安署
〒669-6541 兵庫県美方郡香美町香住区境1104-4 電話 0796-36-4999 FAX 0796-36-0909

(3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までですが、緊急の場合等、これ以外の時間帯及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）に受付を希望される方は、各事務取扱窓口にて電話連絡の上、受付の可否を確認してください。

**5 申請者**

申請者は工事・作業の実施責任者で、工事・作業について指揮監督する権限を有するものを指し、許可された内容や付与された条件を確実に履行できる責任のある者でなければなりません。

よって、請負契約を締結し、工事・作業の安全管理を行う立場である元請業者が申請者となりますが、元請業者からの委託契約等により、海上の工事・作業に係る安全管理及び指揮監督の責任を有する請負業者が別にある場合には、その請負業者が申請者となります。その場合、申請に係る工事・作業の実施にかかる全権を委任していることを証明する書類を添付してください。

**6 申請書の様式及び提出部数**

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部提出してください。【第3節参照】

**7 申請書の提出時期**

工事・作業許可申請書は、港長等による審査、海域利用者への周知期間等を考慮し、原則として着工日の1ヶ月前までに提出してください。

また、他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

なお、海難を防止するため等、緊急を要するものについてはこの限りではありません。

**8 審査基準及び標準処理期間**

行政手続法に基づき、審査基準及び標準処理期間を定めており、「工事」「作業」に関する許可申請では、標準処理期間を1ヶ月以内としています。

なお、審査基準及び標準処理期間は、申請窓口で閲覧できるようにしておりますので、許可申請などを行う場合には各事務取扱窓口まで事前に確認して下さい。

## 9 申請書の記載要領

工事・作業許可申請書の記載項目については、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載して申請しなければならない。」旨規定されています。

申請書の作成にあたっては、工事の場合「工事・作業許可申請書」と、作業の場合「作業許可申請書」と題記し、次の項目を記載して図面等の資料を添付して下さい。

### (1) 目的及び種類

発注者との工事件名や契約件名をそのまま記載しないで、工事・作業の概要がわかるように、目的・種類を次の例のように簡潔明瞭に記載して下さい。

(例) 起重機船等を使用した台風○号で破損した○護岸の復旧工事

(例) ○漁港 防波堤を築造するための床堀、置換え及び基礎捨石工事

(例) ○岸壁の老朽調査を実施するための潜水作業

※良くない記載例

平成30年度 ○港○岸壁 災害復旧工事、平成30年 ○岸壁改修工事 など

### (2) 期間及び時間

実際に工事・作業を行う期間及び時間を、予備日を含めて記載して下さい。

#### ◎注意点

- ・長期に及ぶ工事・作業を行う場合、工事・作業の進捗に伴い工事の種類が変わる場合等は、工程表を添付してください。
- ・契約工期を超える期間は記入しないようにして下さい。
- ・工事・作業が契約工期以上に及ぶ場合は、工期を変更する契約又は発注証明書の写しを添付して下さい。

### (3) 区域又は場所

① 工事・作業を実施するために必要となる「作業区域」と、一般船舶が航行することができる「可航水域」を確認する必要があることから、必ず図面により作業区域、可航水域を明確にしてください。作業区域を検討する際には、次の点を考慮し、必要最小限の範囲となるようにしてください。

ア 付近航行船舶に対する可航水域の確保

イ クレーン船、浚渫船等の工事・作業に従事する船舶が、アンカー展張等により船体を固定するために必要な区域

ウ 工事・作業に従事する船舶の操船エリアの確保

エ 作業区域に出入りする工事・作業従事船舶と付近航行船舶のふくそう状況

オ 他種工事、隣接工事等に使用される作業船団との運航調整

② 申請書に作業区域を表す場合は、海図に表示されている灯台等の著名物標からの方位、距離あるいは緯度経度（世界測地系）で記載して下さい。

なお、灯台名称は灯台表（海上保安庁発行）に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは 基点に使用しないで下さい。

③ 作業区域図面を作成する上で、海図のコピーを使用することは差し支えありません。



#### (4) 方法

- ① 工事・作業の方法及び手段を、施工順序に従い、図面等を用いて、簡潔明瞭に記載して下さい。
- ② 工事・作業の方法及び手段については、船舶交通に及ぼす影響の検討材料となりますので、作業船の配置、工事の手順、工作物の設置状態等に主眼をおいて記載して下さい。品質・施工管理に関する記述は必要ありません。
- ③ 火薬類を使用する工事・作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記載して下さい。

なお、火薬類等の危険物を船舶で運搬する場合は、別途危険物荷役・運搬許可を受ける必要があります。

- ④ 潜水作業については、フーカー・スクーバ等の潜水方式、潜水員数、送気員数（フーカーのみ）、潜水時間、通話方法（連絡手段）等を記入して下さい。
- ⑤ 作業船の配置やアンカーワイヤーの設置等により、付近航行船舶の可航水域が通常より狭くなる工事・作業については、図面に作業船の配置、アンカーの投入位置、標識の設置場所、警戒船の配備場所等を明記するとともに、可航水域の幅員、アンカーワイヤーの水深等も記載して下さい。
- ⑥ 足場等の工作物を海面に張り出して設置する場合、橋梁下部に吊るす場合等は、張り出す形状、長さ、海面からの高さ等を、図面に記載して下さい。
- ⑦ 作業船や運搬船等が作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの稼働隻数、延べ隻数を記載して下さい。
- ⑧ 工事・作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数（全長、全幅、喫水）、船舶番号又は船舶検査済票の番号、能力（警戒船にあつては速力、起重機船は吊り能力など）、電話番号等を一覧表等にして添付して下さい。
- ⑨ 使用する船舶の検査（定期、中間）の有効期間の確認は確実に実施し、有効期間が切れている船舶は使用できません。また、工期内に有効期間が切れる船舶を使用する際は、申請書（一覧表中）に「○丸については、有効期間満了までに検査を受検合格し、確実に更新する」旨を記載し、有効期間満了までに検査を受検・合格しておいてください。
- ⑩ 小型船舶操縦者免許の有効期限についても、前記⑨と同様です。
- ⑪ 夜間に工事・作業を行う場合は、作業時間、作業内容及び方法並びに照明設備等について記載してください。

#### (5) その他（事故防止措置等）

- ① その他の項目には、許可を受けようとする工事・作業の事故防止措置のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記載して下さい。
- ② 事故防止措置（安全対策）としては、次のような事項を記載して下さい。
  - ・船舶交通に対する事故防止対策
  - ・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
    - ※工期が1ヶ月以上になる場合には、副現場責任者を記載
  - ・救命胴衣の着用、海中転落防止措置や安全教育に関する事項
  - ・作業区域の標識、工作物の設置

- ・作業船の灯火、形象物及びアンカーワイヤー等の標示
  - ・警戒船の配置、警戒船の管理運用要領
  - ・潜水作業がある場合は、潜水作業を表示する標識及び高さ、潜水員の監視方法や監視体制、警戒船等の配置、付近航行船舶の監視体制及び接近時の対応方法、船舶接近時等における潜水員との連絡方法、緊急時の体制
  - ・荒天等における作業用資機材の流出防止措置
  - ・荒天時等の中止基準
  - ・緊急時の連絡体制
  - ・海域利用者、関係先との調整状況、周知状況及び周知先
  - ・作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難場所
  - ・夜間作業がある場合は、照明の規模及び配置、警戒体制、緊急時の体制
- ③ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記載して下さい。
- ・許可書の携行
  - ・海洋汚染防止等に関する措置
  - ・許可された内容を変更する際の手続き、完了届に関すること

## 10 警戒船の配備

### (1) 警戒船の配備

港内や港の境界附近は船舶交通がふくそうしているので、通航船舶が作業区域に進入して作業船と衝突したり、工事・作業により可航幅が狭められた海域で通航船舶同士が衝突したりする等の事故の防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、次のような工事・作業を行う場合には警戒船を配備して、事故の防止に努めてください。

- ① 船舶交通の制限又は禁止が必要な工事・作業
- ② 船舶交通がふくそうする航路及びその周辺海域で行う工事・作業
- ③ 爆破、潜水等の危険を伴う工事・作業
- ④ 航行船舶の可航水域が狭められる工事・作業
- ⑤ 曳航作業を伴う工事・作業（ふくそう度、曳航全長等を勘案して必要な場合）
- ⑥ ①～⑤のほか、船舶交通の危険又は混雑が生ずるおそれのある工事・作業

### (2) 警戒船の配備隻数

航行船舶が作業区域に異常接近することを防止するために行う情報提供や、注意喚起の実施に必要な隻数を配備することが基本ですので、次に掲げる事項を考慮して配備隻数を増減してください。

- ① 工事・作業の種類及び規模
- ② 作業海域及びその周辺海域の航行船舶の状況
- ③ 工事・作業を実施する時間帯
- ④ 工事・作業の実施海域の気象及び海象
- ⑤ 警戒船の性能
- ⑥ 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制

(3) 警戒船の業務

警戒船の主な業務は次のとおりです。

- ① 工事・作業及び航行制限の内容に関する情報を通航船舶等へ提供すること
- ② 工事・作業に従事する船舶の交通を整理すること
- ③ 作業区域に接近する船舶等に対して注意を喚起すること
- ④ 作業区域内の施設及び工事・作業に従事する船舶に接近する船舶等の監視を行うこと
- ⑤ 作業区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと
- ⑥ 工事・作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行うこと。
- ⑦ 作業区域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は作業区域及び警戒を行う区域内（以下、「警戒実施海域」という。）で事故が発生した場合、関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務を管理する者（以下、「警戒船業務管理者」という。）へ報告すること

(4) 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要とされる性能、設備等は、次のとおりです。

① 堪航性

警戒実施海域において予想される気象・海象条件の下で、警戒業務を適切に実施するために十分な堪航性、居住性等を有すること。

② 速力

船舶自動識別装置やレーダー等を活用して、警戒実施海域及びその付近海域を航行する船舶の動静把握に努め、その状況を勘案し、警戒業務が適切に実施できる速力（目安として航行船舶の平均速力以上）を有すること。

③ 設備等

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	必要に応じ装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事等の現場、警戒業務管理者及び関係海上保安官署との連絡が可能な無線設備又は携帯電話	超短波無線電話（国際VHF）又は船舶電話
監視機材	双眼鏡	レーダー又は船舶自動識別装置
注意喚起機材	拡声器、手旗及び赤旗（1m×1m）及び信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン又は国際信号旗
表示機材	警戒船であることが容易に認識可能な横断幕又は表示板及び特別灯火（青色閃光灯又は青と白の閃光互光灯）	電光掲示板
その他	関係する海域の海図及び海事法令集	消火ポンプ、関係する水路通報や航行警報等

(5) 警戒船の乗組員等

警戒船には、警戒船を運航する乗組員のほか、警戒業務に専従する方（以下、「専従警戒要員」という。）1名以上を配備する体制を整えてください。

専従警戒要員は、海上保安部署等が実施する警戒業務に係る講習のうち、業務講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒船の任務、警戒業務実施方法、緊急時の措置、その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を修得している必要があります。

また、警戒船を配備しない場合でも、工事・作業の状況を把握でき、警戒業務を実施できる場所に、専従警戒要員と同等の能力を有する見張り員を配置することが望まれます。

(6) 警戒業務の管理

警戒船を配備する場合は、警戒業務を適正に実施するため、次のとおり警戒業務の管理を行ってください。

① 工事・作業の施工者等は、警戒業務を的確に実施するため、次項を参考に警戒業務管理体制を整えること

② 施工者等は、工事・作業の種類及び規模等を勘案して必要と認めるときは、警戒業務管理者等を置き、次の事項を担当させること。

ア 警戒業務全般に係る調整に関すること

イ 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに警戒船の船長及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること

ウ 警戒業務の実施に関し、警戒船及び関係海上保安部署との連絡に関すること

エ 警戒船船長及び専従警戒要員に対する工事等の内容の周知に関すること

オ 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関すること

カ その他、警戒業務の実施に関し、必要な事項に関すること

③ 警戒業務管理者は、警戒船の船長若しくは専従警戒要員の経験を有しかつ、警戒業務に係る管理講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒業務の管理、緊急事項の措置、その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を修得している必要があります。

## 11 磁気探査

(1) 実施

浚渫、ボーリング及び杭打ち等（以下、「浚渫等」という。）、海底に衝撃を与えたり、海底を攪拌する作業を行う場合は、浚渫等に着手するまでに爆発物等の有無を確認するための磁気探査を実施し、その成果を提出して下さい。

ただし、次に該当する場合は、過去の探査結果等の資料を添付することで、磁気探査を省略することができる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

- ・攪拌が軽微なもので、安全性が確認されている場合
- ・過去に探査を実施した海域で再度工事・作業を行う場合であって、安全性が確認されている場合

- ・過去に浚渫等をした深度よりも浅い深度で工事・作業を行う場合であって、安全性が確認されている場合

(2) 範囲

海底土質によっては、爆発物等がかなり深く埋没している可能性があることから、硬質盤又は岩盤に達するまでは、磁気探査の有効深度まで浚渫する毎に再探査することが必要です。また、爆発物等が法肩から浚渫区域内に転落するおそれがあることから、探査範囲は法肩の外方20m程度の範囲まで実施してください。

(3) 許可申請

磁気探査に関して許可申請を行う方法は

① 浚渫等の工事・作業を実施する前に、磁気探査作業単独で申請する

② 浚渫等の工事・作業許可申請にあわせて申請する

があります。①の場合は、磁気探査結果が安全であることが確認できてから浚渫等の許可申請を審査することになりますので、審査基準及び標準処理期間を考慮し、計画的に手続きを行ってください。②の場合は、磁気探査の結果が安全であることが確認できてから浚渫等の工事を開始していただくこととなります。

(4) 発見時の措置

爆発物らしきものを発見した場合には、直ちに工事・作業を中止して、発見時の状態のまま水中保管とし、発見位置・大きさ等の情報とあわせて、最寄りの海上保安部署に通報してください。

あわせて、海上自衛隊による処分を迅速に実施するため、GPSによる位置の記録や、危険が及ばない可能な範囲で、爆発物らしき物の近くにブイや竹ざお等による位置明示をお願いします。

## 1.2 標識の設置

(1) 標識の設置

付近航行船舶に対して作業区域を明示するための標識を設置する場合は、原則として、「航路標識の設置及び管理に関するガイドライン」による特殊標識を使用してください。

また、航路、船だまり入口部等の狭隘な水域において工事・作業を実施する場合は、付近航行船舶の可航水域を最大限に確保するため、航行実態を踏まえ、当該水域を航行する最大対象船舶の最大喫水を考慮した余裕水深が確保できる位置への標識設置を検討してください。

なお、底引き網漁船や刺し網漁船が操業する海域に作業船のアンカーワイヤーを設置する場合は、漁網等がアンカーワイヤーに絡網する可能性があることから、アンカーワイヤーの途中で標識を設置せず、アンカー先端位置に標識を設置することが望まれます。

(2) 作業区域明示の標識を設置する場合に考慮すべき事項

① 標識は、作業区域を回避できる距離から認知できる標識の大きさ、光達距離を確保するとともに、船舶交通流に沿って直線的に標識を設置する。

② 灯質、灯高、光達距離ができる限り同一であること。ただし、大規模な工事・

作業の場合には、視認性の向上を図るため、作業区域の頂点に設置する標識の規模を大きくすることも検討する。

- ③ 工事・作業の状況に応じて、可能な限り同期点滅方式や振れ回りの小さい浮体式灯標の設置を検討する。
- ④ 標識の設置基数は、工事・作業に従事する船舶の入出域の支障とならない程度の基数を設置する。
- ⑤ 作業区域を明示する標識を設置することで、付近海域に設置されている既存の標識が見難くなったり、誤認することが発生しないように検討する。
- ⑥ 設置した標識が消灯や流出しないよう、工事・作業を実施している期間中は適切に標識の監視、維持を行うこと。
- ⑦ 台風、荒天等によって、設置した標識が流出した場合に備え、標識に所有者名、連絡先を明記する。
- ⑧ 設置海域や通航船舶の状況によっては、カンデラ数が大きな標識（明るい標識）や、右舷又は左舷標識を設置することが安全である場合があることから、その必要性について検討するとともに、事務取扱窓口にお問い合わせすること。

特殊標識の例)

設置場所	塗色	灯質		備考
		灯色	周期等	
①工事作業区域 ②航泊禁止区域 ③花火大会の行事区域等	黄	黄	単せん光  2秒以上15秒以下	光達距離は、付近の海上交通の実態、付近の地形（背景光等）を考慮して適切なものとして下さい。

### 13 水底土砂の取り扱い

水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共水面から除去された土砂（汚泥を含む。）を海域に排出しようとする場合（公共水面埋立法の許可もしくは承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられている場所に排出する場合を含む。）は、事前に当該水底土砂について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項」に規定する方法により、有害物質についての検定を行ってください。

この検定の必要性の有無、検査結果の取り扱い等の詳細については、最寄りの海上保安部署までお問い合わせください。

### 14 水路測量

「水路業務法第6条」に基づき、水路測量の費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担している場合には、水路測量許可申請が必要です。

水路測量の区域、期間、その他必要な事項を公示するとともに、必要に応じて水路通報や航行警報に掲載して、海域での測量作業や船舶の安全を確保するための手続きをとるために、原則として、測量作業を実施する1ヶ月前までに海上保安庁長官に対して「水路測量許可申請書」を提出してください。

申請の詳細については第八管区海上保安本部海洋情報部（電話 0773-76-

4100) にお問い合わせください。

## 15 利害関係者、関係機関との調整

埋立造成、浮き栈橋、海洋施設等の工作物の設置等の工事・作業を実施する場合は、事前に利害関係者に対し施工方法等を十分説明し、工事・作業が円滑に行えるように調整が必要なほか、海域の占用協議や許可申請など、当庁だけでなく関係行政機関が所管する法令に基づく手続きが必要になる場合があります。

工事・作業許可申請の際には、利害関係者との調整が成されているか確認しており、利害関係者がある場合には、許可申請書に「○と調整済み」「○から了解を得ている」旨の記載をお願いします。

また、港湾管理者等関係機関が所管する法令に基づく許可を得ている場合には、許可書写しの添付は必要ありませんが、「○の許可済み」等の記載をお願いします。

例) 港湾区域の一部を占用する物件を設置する場合・・・占用の許可(港湾法)  
浚渫やボーリングをする場合・・・岩礁破碎等許可(各府県漁業調整規則)

## 16 海洋施設の設定

海域に海洋施設(人を収容することができる構造の工作物、物の処理、輸送又は保管の用に供する工作物等で、陸地との往来ができないもの。)を設置しようとする方は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の3」に基づき、当該設置工事開始日の30日前までに海上保安庁長官に対して「海洋施設設置届」の提出が必要となりますので、海域にボーリング檣、作業台等を設置する場合はご注意下さい。

詳しくは、最寄りの海上保安部署にお問い合わせください。

## 17 工事・作業変更許可申請

港長等の許可を受けた工事・作業について内容を変更したい場合は、「工事・作業変更許可申請書」又は「作業変更許可申請書」と題記し、次の項目を記載して申請してください。【第3節P17参照】

### ① 目的及び種類

既許可と同様の工事・作業名を記載する。

### ② 許可年月日及び許可番号

既許可書に付してある許可年月日及び許可番号を記載する

### ③ 変更内容

#### ア 期間及び時間

期間及び時間に変更がある場合は、既許可期間及び変更期間をわかりやすく記載する。許可申請時に工程表を提出した場合は、変更した工程表も添付する。

#### イ 区域又は場所

作業区域を拡大縮小等する場合は、許可申請時と同様に、図面を付す等して具体的に記載する。

ウ 方法

施工方法（工法、使用船舶や潜水員の増減等を含む）に変更がある場合は、許可申請時と同様に、図面等を付す等して具体的に記載する。

エ 事故防止措置等

事故防止措置や標識等に変更又は追加がある場合は、追加部分を記載する。

オ 連絡先

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先に変更がある場合は変更部分を記載する。

④ 変更理由

変更の理由を具体的に記載する。

⑤ その他

その他、変更に関する補足事項等を記載する。

## 18 工事・作業完了届

港長等に許可を受けた工事等が完了した場合は、次の事項を記載して、速やかに完了届けを提出してください。提出は郵送又はFAXでも構いません。

【第3節P20参照】

① 目的及び種類

既許可と同様の工事・作業名を記載する

② 許可年月日及び許可番号

既許可書に付してある許可年月日及び許可番号を記載する

③ 完了年月日

完了した日を記載する

④ その他特記事項

その他補足事項等を記載する



## 第2節 行事許可申請書

### 1 根拠

#### 港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

### 2 許可が必要になる港

特定港・・・ 舞鶴港（書類提出先：舞鶴海上保安部）

宮津港（書類提出先：宮津海上保安署）

と定められています。

なお、各港の港域は第4節（P34～P40）のとおりです。

### 3 行事の範囲

「行事」とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、潜水訓練、操船訓練、海上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等、一般的には一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的活動の事をいいます。

参加する船艇等が少数であっても水域を占有したり、船隊を組むなど航路や泊地などにおける通常の航行形態とは異なった形で航行するものは「行事」に該当し、許可が必要です。ラジコンヘリやドローン等無人航空機による空撮を行う場合でも、その実施内容によって「行事」に該当する場合がありますので、各事務取扱窓口にご確認ください。

なお、一船内において行われる納涼大会等の場合、通常の運航形態を維持し、その行為が船外にまで及ばず、他の船舶に影響を与えない限り、「行事」には該当しません。

### 4 申請者

許可申請者は「行事をしようとする者」で当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督を行う方です。

### 5 申請書のあて名及び提出先

### 6 申請書の様式、提出部数

### 7 申請書の提出時期

### 8 審査基準及び標準処理期間

第1節 工事・作業許可申請（P2～P4）と同じ

### 9 申請書の記載要領

特定港（舞鶴港・宮津港）で行事を実施する場合には許可申請が必要で、行事許可申請書の記載項目は港則法施行規則第17条に「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を具して申請する」旨規定されており、「行事許可申請書」と題記し

て、次の項目を記載のうえ提出してください。

(1) 種類及び目的

行事の種類、目的等を具体的に記載してください。

(2) 期間及び時間

行事の始期、終期の年月日及び時間を記載し、予備日を設定する場合には、その内容を記載してください。

(3) 区域又は場所

行事を実施する区域を、図面に記載してください。

(4) 方法

① 行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載してください。

(計画書又は実施要領がある場合は、これを資料等として添付)

② 参加船艇や使用する船舶の船名、要目等を一覧表等にしてください。

③ 付近航行船舶への影響を確認する必要があることから、次のような場合は、図面を作成してください。

ア デモやパレードを実施する場合の船隊構成、航走ルート

イ 端艇競争等を実施する場合のコース

ウ 操船訓練を行う場合の標準的なコース

エ 花火大会等の危険範囲

オ 訓練等の状況がわかる実施概要図

(5) その他（事故防止措置等）

① 標識の設置

行事海域に設置する標識及び参加船艇が掲げる標識等について記載してください。

行事期間中の一時的に設置するブイ等の設置行為は「作業」に該当しますが、特定港の場合は、行事許可申請に設置・撤去の方法、位置、性能等の必要事項を記載することで、作業許可申請書の提出を省略することが可能です。

しかし、特定港以外の港では行事許可申請書の提出は必要ありませんが、行事において一時的に設置するブイ等の設置行為は「作業」に該当することから、作業許可申請書の提出が必要になります。詳細は、各事務取扱窓口にお問い合わせください。

② 安全対策

行事の種類、規模等に応じて、次の点に留意して記載してください。

ア 船舶交通に対する事故防止対策及び警戒措置等

イ 行事参加者の危険防止措置及び連絡体制

ウ 救命胴衣の着用

エ 事故発生時の対策及び連絡体制

オ 海域利用者への周知状況

カ 使用する海域で他の工事・作業・行事が競合する場合の調整と行事の実施方法

キ 中止基準（風速、波高、視程等）

- ク 行事の中止、変更等に対する措置
- ケ 夜間に実施する場合に講じる安全対策

③ 警戒船の配備

行事を安全に実施するために警戒船等を配備し、事故の防止に努めてください。警戒船の配備に関する詳細については、「第1節10」を参照し、適正に配置してください。

(6) 緊急連絡系統

事故等緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にしてください。

(7) その他

行事に関するその他必要事項を記載してください。

(8) 連絡先

現場責任者の住所・氏名、電話番号を明記してください。

## 10 潜水

潜水を伴う行事（訓練）を実施する場合には、前記のほか、次の点について記載してください。

- ① スクーバ、フーカーなどの潜水方法、潜水員の人数、資格
- ② フーカーの場合、送気員の配置状況
- ③ 警戒船や専従警戒員等による、航行船舶の監視状況
- ④ 潜水員と連絡員、専従警戒員等との連絡方法
- ⑤ 潜水員の監視方法や体制
- ⑥ 「A旗」を示す信号板や灯火に関すること
- ⑦ 夜間潜水を実施するための安全対策

### 第3節 様式及び記載例

#### 1 各種様式

##### (1) 工事・作業許可申請書様式

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書		
年 月 日		
殿		
申請者所属・氏名		印
1	目的及び種類	
2	期間及び時間	
3	区域又は場所 (区域を示す図面を添付すること)	
4	方法 (火薬類を使用する場合は、その旨明記すること)	
5	その他 (標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること)	

(第9号様式)

#### 注 意

- この様式は、次の用途に使用できる。  
工事又は作業許可申請書  
行事許可申請書
- 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 申請書は、1通提出すること。
- 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること

(2) 使用船舶及び操船者一覧表

使用船舶及び操船者一覧表例

使用目的				
船名				
船舶番号				
総トン数				
船舶寸法				
形式・能力				
用途				
船舶所有者				
航行区域				
旅客				
船員				
その他の乗組員				
計				
有効期限				
交付機関				
電話番号				
船長氏名				
生年月日				
本籍				
免許種類				
免許番号				
交付年月日				
有効期限				
備考				

(3) 工事・作業変更許可申請書

工事・作業変更許可申請書	
年 月 日	
舞鶴港長 舞鶴海上保安部長	殿
申請者所属・氏名	
印	
1 目的及び種類	
2 許可年月日及び許可番号	
3 変更内容	
4 変更理由	
5 その他	

※位置図及び新・旧対応表（図）等を添付して下さい。

(4) 工事・作業完了届

工事・作業完了届	
年 月 日	
舞鶴港長 舞鶴海上保安部長	殿
申請者所属・氏名	
印	
1	目的及び種類
2	許可期間
3	区域又は場所
4	許可年月日及び許可番号
5	完了年月日
6	その他特記事項

※添付物 位置図及び工事等により現状が変化した場合、工作物を設置した場合、水深が変化した写真・測深結果等の資料を添付して下さい。

## 2 記載例

### (1) 安全対策記載例

本記載例をそのまま使用せずに、申請の形態にあったものに適宜変更して記載してください。

#### ○一般的な安全対策

- ・現場には、本許可書またはその写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- ・○を実施中は、港則法、海上衝突予防法等の海上法規を遵守します。
- ・実施海域の関係者（○漁協、○代理店）とは調整（了解）済みで、別紙の関係先にはリーフレットを配布し周知しています。
- ・○を実施時には、専従警戒員が乗船した警戒船○隻を配備して付近の警戒にあたります。
- ・行事参加船舶間との連絡体制（携帯電話・無線・トランシーバー等）を確保します。
- ・他の船舶の航行に支障となる場合は、○を一時中断し、避航して通航路を確保します。
- ・作業員には、救命胴衣等の保護具を装着させます。
- ・流出のおそれのあるものには所有者名及び連絡先を明記します。
- ・荒天が予想される場合には、早期に使用船舶を○に退避させます。
- ・気象・海象情報には注意し、次の場合は行事を中止すると共に、この基準以下であっても状況に応じ中止します。

風速 10メートル以上

波高 1メートル以上

視程 1,000メートル以下

潮流 0.5ノット以上

波浪警報、大津波警報、津波警報・注意報が発表された場合

- ・○を実施中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により関係先に連絡します。

#### ○潜水作業時の安全対策

- ・潜水作業を実施する前に潜水員の健康状態、潜水機材、連絡用の水中電話等の点検調査を行います。
- ・潜水作業中は、船上（岸壁上）に国際信号旗「A旗」を表す信号板を掲げると共に見やすい場所に「潜水作業中」と標示した看板を掲げます。
- ・潜水作業中は連絡員○名を配置し、潜水員との連絡体制を確保します。
- ・連絡員は気泡の状況等で潜水土の状況を把握し、船舶が接近する場合には水中電話にて潜水員に状況を伝え避難させます。

#### ○夜間作業の安全対策

- ・夜間作業を実施する場合には、安全に作業が行うため照明を○と○に配置します。
- ・使用する照明は航路標識の視認を妨げないよう、また通航船舶の視覚を幻惑することのないよう照度・角度等を調整します。
- ・夜間の連絡体制を○表のとおり確保します。



## (2) 工事警戒船管理運用要領記載例

### 〇〇工事警戒船管理運用要領

#### 1 目的

この要領は、〇株式会社が施工する「〇港岸壁復旧工事」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を適確に実施し、もって、作業海域及びその周辺海域における船舶交通の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期することを目的とする。

#### 2 警戒船の配備

- (1) 本工事の実施期間中は、〇隻の警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は、次のとおりとする。(注：別紙に一覧表を添付しても可)

船名	総トン数	速力	長さ	幅	定員	検査済番号
	トン	ノット	m	m	人	
	トン	ノット	m	m	人	

- (3) 配備期間及び時間は、次のとおりとする。

- ・ 配備期間 「元号」〇年〇月〇日 から 「元号」〇年〇月〇日までの間
- ・ 配備時間 〇〇：〇〇 から 〇〇：〇〇

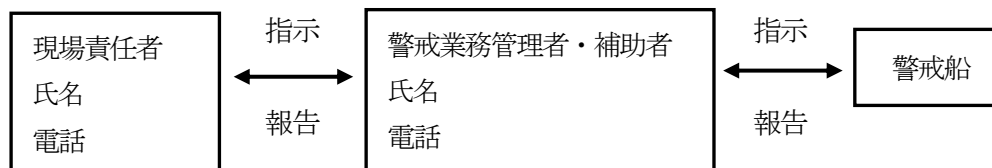
#### 3 警戒船の指揮及び通信連絡体制

- (1) 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者

- ① 警戒業務を的確に実施するため、次のとおり、警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者を配置する。

職名	氏名	年齢	警戒業務 経験年数	管理講習受講書
警戒業務管理者		歳	年	〇海上保安部長 第〇号 発行年月日
〃 補助者		歳	年	〇海上保安部長 第〇号 発行年月日
〃 補助者		歳	年	〇海上保安部長 第〇号 発行年月日

- ② 警戒船の指揮系統は、次のとおりとする。



(2) 警戒船の船長（注：別紙に一覧表を添付しても可）

船名	氏名	船長経験年数	海技免状の種類
		年	
		年	

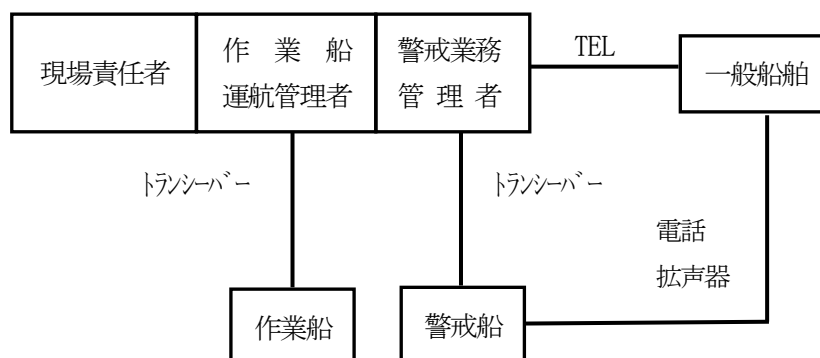
(3) 専従警戒要員

警戒船には、次のとおり、警戒業務に従事する要員（以下、「専従警戒要員」という。）を乗船させ、警戒業務管理者のもと、本要領に定めるところにより警戒業務にあたらせる。

氏名	警戒業務経験年数	業務講習受講書
	年	○海上保安部長 第○号 発行年月日
	年	○海上保安部長 第○号 発行年月日

(4) 通信連絡体制

警戒業務に関する通信連絡系統は、次のとおりとする。



4 警戒区域

警戒船が警戒する海域及び警戒船の配備位置は、別添○に示すとおりとする。

5 警戒船の性能及び装備

警戒船は、速力○ノット以上とし、「警戒船」と表示した旗を掲げるとともに、次の装備を備える。

- ・連絡設備：携帯電話、国際VHF、トランシーバー
- ・監視機材：双眼鏡、AIS受信機、レーダー
- ・注意喚起機材：赤旗（1m×1m）、汽笛（サイレン）、拡声器、探照灯
- ・その他：海図、警戒船管理運用規定、緊急連絡系統図、海事法令集

6 警戒業務実施要領

(1) 警戒船は、工事・作業の作業海域付近において、次の業務を行わなければならない。

- ① 工事・作業や航行制限の内容に関する情報を通航船舶へ提供すること。
- ② 工事・作業に従事する船舶の交通を整理すること。

- ③ 作業区域に異常接近しようとする船舶に対して、注意を促すこと。
  - ④ 作業区域内の関連施設、工事・作業に従事する船舶等に異常接近しようとする船舶の監視及び関係者へ通報すること。
  - ⑤ 作業区域の標識、工事・作業船舶、関連施設等の異常の有無を監視するとともに関係者へ通報すること。
  - ⑥ 警戒区域付近で発生した海難事故に対し、人命救助、被害の拡大防止に必要な措置を行うこと。
- (2) 船長及び専従警戒要員は、協力して次の事項を行わなければならない。
- ① 警戒業務が適確に実施できるよう、船体、機関、機器等の保守に努め、警戒業務に必要な知識の充実に努め及び各種訓練を実施すること。
  - ② 部署配置表、緊急連絡系統図、作業予定表等を見え易い場所に備付けておくこと。
  - ③ 警戒業務記録簿を備付け、警戒業務管理者からの指示事項、入手した情報等を記録すること。
  - ④ 警戒業務管理者から、毎日、作業の状況、作業船運航計画、気象・海象情報等を入手すること。
- (3) 警戒業務の実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。
- ① 一般船舶に対し工事海域に関する情報を伝達することで、船舶交通の安全確保に協力してもらうことが業務であり、他船に対して指示する権利や航法上の優先権を有するものではない。
  - ② 警戒船は、港則法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守して、航行の安全を確保しなければならない。
  - ③ 警戒船は、周囲の見張りを厳重にし、レーダー、双眼鏡を活用して、作業区域に異常接近するおそれのある船舶を早期に把握しなければならない。
  - ④ 緊急の場合の他は、警戒区域を離れたり、錨泊してはならない。
- (4) 警戒の方法
- ① 警戒船は、警戒実施区域を適宜巡回して、付近航行船舶、作業船等の運航状況を把握するとともに、標識等の関連施設の監視、気象・海象の把握を行い、○時間毎に警戒業務管理者へその状況を報告しなければならない。
  - ② 作業船が一般船舶の航行を妨害するおそれがある場合は、警戒業務管理者へ通報するとともに、作業船の交通整理を行わなければならない。
  - ③ 一般船舶が作業区域に異常接近するおそれがあると認められる場合は、直ちに当該船舶に近づき、赤旗を振る、国際VHF、拡声器、汽笛、探照灯等の適切な手段により、注意を促さなければならない。
  - ④ 探照灯を照射する場合は、当該船舶運航者の目を幻惑させないようにし、危険箇所を照射する等して、当該船舶に危険の所在を知らせるように努めなければならない。
  - ⑤ 異常が発生した場合は、直ちに警戒業務管理者へ通報するとともに、被害の拡大防止のための必要な措置を行わなければならない。
  - ⑥ 作業区域への進入船舶があった場合は、区域外への退避を求め、誘導する等の措置を講ずるとともに、警戒業務管理者へ通報し、必要な事項を記録しなければならない。
  - ⑦ 作業区域に設置された標識、工作物等の関連施設の監視し、異常を発見した場合は、

その状況を警戒業務管理者へ通報しなければならない。

- ⑧ 付近海域で海難が発生した場合は、直ちに現場に急行するとともに、警戒業務管理者へ通報し、必要な救助措置を講じなければならない。

## 7 警戒業務管理体制

- (1) 警戒業務管理者は、主として次の業務を行わなければならない。
  - ① 警戒業務の総括及び実施に関すること。
  - ② 警戒船の運用計画及び警戒業務に必要な情報を専従警戒要員に伝達すること。
  - ③ 警戒船、工事責任者、海上保安官署等との連絡に関すること。
  - ④ 工事・作業の内容を専従警戒要員に周知すること。
  - ⑤ 専従警戒要員、警戒船舶長等乗組員に対する教育、訓練に関すること。
- (2) 警戒業務管理者は、次の事項に留意して適確な業務を実施しなければならない。
  - ① 警戒業務管理者が事務所を離れる場合は、警戒業務管理補助者の中から職務代行者を指名すること。
  - ② 警戒業務管理者は、警戒船の運用を計画し、警戒船舶長に指示すること。
  - ③ 警戒業務管理者は、工事責任者との連携を図り、必要な情報は、相互に提供して円滑な警戒業務の実施に努めること。
  - ④ 警戒業務管理者は、警戒船から通報のあった事項について、迅速、適確に処理すること。
  - ⑤ 作業船の海難、他船の進入、標識の流出、標識灯の消灯等船舶交通の安全を阻害する事態等が発生した場合は、直ちに関係官庁へ報告すること。
  - ⑥ 警戒業務を開始するにあたっては、専従警戒要員への初任教育を行うとともに、毎月1回、研修、訓練を計画のうえ、実施すること。
  - ⑦ 作業中の海難、他船の進入等の事故については、後日、調査研究を行い、再発防止に努めること。
  - ⑧ 警戒業務管理者は、自ら関係法令等の知識の習得に努めなければならない。
- (3) 警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者を補佐するとともに、不在時は、その職務を代行しなければならない。

(3) 工事・作業許可申請書（岸壁改修工事）の記載例

工事・作業許可申請書

場所に応じて選択する

「元号」〇〇年〇〇月〇〇日

舞鶴港長  
舞鶴海上保安部長 殿

申請者所属・氏名

住所 舞鶴市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇建設株式会社

取締役支店長 〇〇 〇〇 印

1 目的及び種類

(種類) 起重機船等による岸壁改修工事

(目的) 老朽した舞鶴港第〇区 第〇埠頭〇岸壁を修復するため、既設ケーソン等を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、新規に製作したケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

(発注者：京都府港湾局)

2 期間及び時間

「元号」〇年〇月〇日から「元号」〇年〇月〇日までの間

(予備日 「元号」〇年〇月〇日～「元号」〇年〇月〇日)

日曜日を除く毎日〇時～〇時、ただし、陸上より施工する上部工は〇時～〇時の間に実施。

3 区域又は場所

舞鶴港第〇区 第〇埠頭 〇岸壁前面海域 (別添作業区域図のとおり)

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ 舞鶴港〇〇防波堤灯台から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ロ イ点から〇〇〇度、〇〇〇メートル

ハ ロ点から〇〇〇度、〇〇〇メートル

ニ ハ点から〇〇〇度、〇〇〇メートル

## 4 方 法

### (1) 工事・作業の概要

老朽化した○岸壁（前面水深DL-○m、延長○mDL+○m）を修復するため、既設ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するものです。

### (2) 深浅測量工

音響測深気を搭載した測量船○隻を、陸上の作業員の誘導により東方から西方向に間隔○m、速力約○ノットで航走させ、現状水深を測量します。

なお、岸壁から○m以内の側傍は、動力式小型船舶を使用してレッドにより測量します。（測量方法・経路図参照）

### (3) 撤去工

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去後、バックホーで土砂、コンクリート殻（小割り）を撤去し、背後に仮置きします。アスファルトは分別して陸上処理場へ運搬処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等の撤去物を作業状況図のとおり配置したクレーン台船により土運船（押船式、全長○m）に積込み、○地区まで運搬（○隻/日、延べ○隻）し陸揚げします。陸揚げした土砂等はダンプカーに積み替え、陸上廃棄物施設で適正に廃棄します。

（作業状況図、土砂運搬経路図参照）

### (4) ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、潜水士により玉掛け作業を行い撤去するケーソンを吊上げます。吊上げたケーソンは起重機船を○丸で曳航し、ケーソン仮置き場である○岸壁間まで運搬し仮置きします。撤去するケーソンは○函で、曳航運搬中は専従警戒員が乗船した警戒船○隻を配備するほか、事前に京都府港湾局から入出港船情報を入手し、船舶が行き会う時間帯には曳航運搬は行いません。

（ケーソン撤去状況図、ケーソン曳航図、曳航運搬・仮置作業図参照）

### (5) 捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石（約○m<sup>3</sup>）を撤去積み込み、○岸壁に運搬（ガット船○隻/日、延べ○隻）して仮置きします。この捨石は再使用します。

（運搬経路図参照）

(6) 地盤改良工

サンドコンパクション (SCP) 船〇隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下〇mまで砂杭〇本打設します。打設する砂は〇港からガット船により搬入 (〇隻/日、延べ〇隻) し、ガットバージに瀨取り後、SCP船に供給します。

なお、地盤改良終了後、地盤改良状況を確認するため、SEP台船を使用して〇ヶ所でボーリング調査を実施し、全ての作業終了後に測量船 (〇隻/日、延べ〇隻) で音響測深機による深淺測量を行います。

(杭打ち作業状況図、地質調査作業図、測量状況図)

(7) 捨石投入工

〇岸壁に仮置きした捨石をガット船により運搬 (〇隻/日、延べ〇隻) して投入し、潜水士により出来高を確認しながら一〇mに均して基礎を築造します。

(運搬経路図参照)

(8) ケーソン据付工

〇岸壁に仮置中のケーソンをクレーン船により吊運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。運搬時の全長は〇mとし警戒船〇隻を配備します。

据付時は、潜水士〇名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、〇港からガット船で運搬 (〇隻/日、延べ〇隻) した山土を中詰土として投入します。

(ケーソン運搬及び据付状況図、中詰作業状況図参照)

(9) 上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

所要の強度が出る約〇日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去します。その後、陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取付けます。

(上部工作業状況図、深淺測量状況図)

(10) 音響測深

測量船〇隻により作業海域の音響測深を行い、水深一〇mが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

(測量方法・経路図参照)

## 5 その他（事故防止措置等）

### （1）標識

- ① 潜水作業中は、潜水作業船に国際信号書に定める「A旗」を表す信号板を、他船から見やすい位置に掲げます。
- ② 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物掲げます。
- ③ 作業船が作業区域に夜間停泊する際は停泊灯を点灯するほか、付近船舶に支障を与えないよう、海域を直射しないようにして甲板等を間接照射します。
- ④ 作業船のアンカーワイヤーの水深 $10\text{m}$ の位置にアンカーブイ（黄色、玉型）を設置します。
- ⑤ ケーソン撤去及び据付時は、海面下のケーソン上部に $10\text{m}$ 間隔で標識灯（ $\phi 300$ 社製、 $\phi 300$ 型、灯色黄色、4秒1せん光、光達距離 $10\text{km}$ 、灯高 $10\text{m}$ ）を設置します。

### （2）安全対策

- ① 現場責任者を $\bigcirc$ 、副現場責任者を $\bigcirc$ と定め、作業全般を監督し事故防止に努めます。
- ② 施工にあたっては、土砂投入手順、運搬経路等を海域利用者と調整するとともに、工事作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼においてKYTを行うなど本事故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手渡して事故防止を徹底します。

また、工事の内容、ケーソン曳航計画等については、京都府港湾局、船舶運航者、代理店等の海事関係者へ事前に周知します。

- ③ 作業船の運搬に当たっては、 $\bigcirc$ 株式会社が策定した「作業船運航管理規程」に従い運航管理を行います。

運航管理者  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ （ $\bigcirc\bigcirc$ 歳、経験年数 $\bigcirc\bigcirc$ 年）

- ④ 作業中は、 $\bigcirc$ 株式会社が策定した「警戒船管理運用要領」に基づき、専従警戒員 $\bigcirc$ 人が乗船した警戒船 $\bigcirc$ 隻を配備し、施工区域に接近する船舶等に対してVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

また、ケーソン吊運搬作業時には、別途専従の警戒船 $\bigcirc$ 隻を配備します。

- ⑤ 作業区域と隣接する $\bigcirc$ 岸壁は、大型船舶の入出港があることから、施工期間中利用する $\bigcirc$ 港運株担当者と作業対応及び入出港船舶の調整等を行います



⑥ 施工に伴って発生する汚水、廃棄物、油類等が海面に落下し流出しないように、瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、万々に備え、現場事務所にオイルフェンス〇m、油吸着材〇kg、油処理剤〇ℓを備え置きます。

⑦ 作業に当たっては、気象状況に留意し、次の何れかの基準に達する場合には作業を中止し、作業船を〇海域へ退避させます。

作業中止基準

ア 波浪警報、大津波警報、津波警報・注意報が発表された場合

イ 一般作業の場合

潜水作業

風速 毎秒〇m以上

風速 毎秒〇m以上

波高 〇m以上

波高 〇m以上

視程 〇km以下

視程 〇km以下

潮流 〇ノット以上

⑧ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに〇海上保安部へ連絡し、指示を受けます。

⑨ 今回の施工部は、昭和〇年に築造された際、磁気探査及び床掘、土砂置換え工事を行っており爆発物の異常点はなく、その後も爆発物が流入することは無いことから、本工事において磁気探査は行いません。

(昭和〇年調査結果参照)

⑩ 工事許可書を現場に携行します。

⑪ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また、工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

#### (4) 作業許可申請書（深浅測量、潜水調査）の記載例

### 作業許可申請書

場所に応じて選択する

「元号」〇〇年〇〇月〇〇日

舞鶴港長  
舞鶴海上保安部長 殿

申請者所属・氏名

住所 舞鶴市〇〇町 〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇建設株式会社

取締役支店長 〇〇 〇〇 印

#### 1 目的及び種類

(種類) 作業船による深浅測量及び潜水調査作業

(目的) 舞鶴港第〇区 第〇埠頭〇号岸壁築造工事の事前調査を目的とした  
音響測深機による深浅測量及び潜水作業

#### 2 期間及び時間

「元号」〇年〇月〇日から「元号」〇年〇月〇日までの間

(予備日 「元号」〇年〇月〇日～〇月〇日)

作業時間 日出から日没までの間

#### 3 区域又は場所

舞鶴港第〇区 第〇埠頭〇号岸壁前面海域 (別添施工区域図参照)

#### 4 方法

##### (1) 深浅測量

測量区域の内、護岸法線から〇m以内の区域は測量船上からレッドで測量し、  
〇mより沖側の区域は、測量船搭載の音響測深機により測量します。

測量船は、自船に搭載のGPSにより測量点に船位し、〇m間隔で護岸法線に  
対して直角方向に沖側から〇m毎の水深を測量します。(別添測量区域図参照)

(2) 潜水調査

護岸から○m以内の調査区域を赤旗で明示し、潜水作業船（スクーバ式潜水士○名）により、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視確認し、工事施工上の障害物等があれば適宜写真撮影を実施します。（別添調査区域図参照）

5 その他（事故防止措置等）

- ① 潜水作業中の潜水作業船には、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
- ② 現場責任者を○に定め、作業全般を監督し事故防止を図ります。
- ③ 警戒船には、船長、専従警戒要員1名、監視連絡員1名が乗船します。
- ⑥ 潜水作業船と潜水士との連絡手段は、水中電話を使用します。
- ④ 専従警戒要員は、船舶が接近する場合はVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名 ○○ ○○

業務講習受講番号 舞鶴第○号（「元号」○年○月○日）

- ⑤ 監視連絡員は、気泡等により潜水士の状況を確認するとともに、船舶が接近する場合は水中電話により潜水士に連絡し、作業を一時中止し、潜水士を安全な場所へ避難させます。
- ⑥ 作業中止基準

一般作業の場合		潜水作業	
風速	毎秒8 m以上	風速	毎秒8 m以上
波高	1 m以上	波高	1 m以上
視程	1 k m以下	視程	1 k m以下
		潮流	○ノット以上

- ⑦ 潜水作業は、潮流○ノット以下の憩潮時に実施します。
- ⑧ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに○海上保安部（署）へ連絡し、指示を受けます。
- ⑨ 作業許可書は現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑩ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また、工事完了次第、速やかに完了届を提出します。

## 6 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

## 7 連絡先

〇〇建設株式会社舞鶴支店

現場責任者 〇〇 〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (昼間)

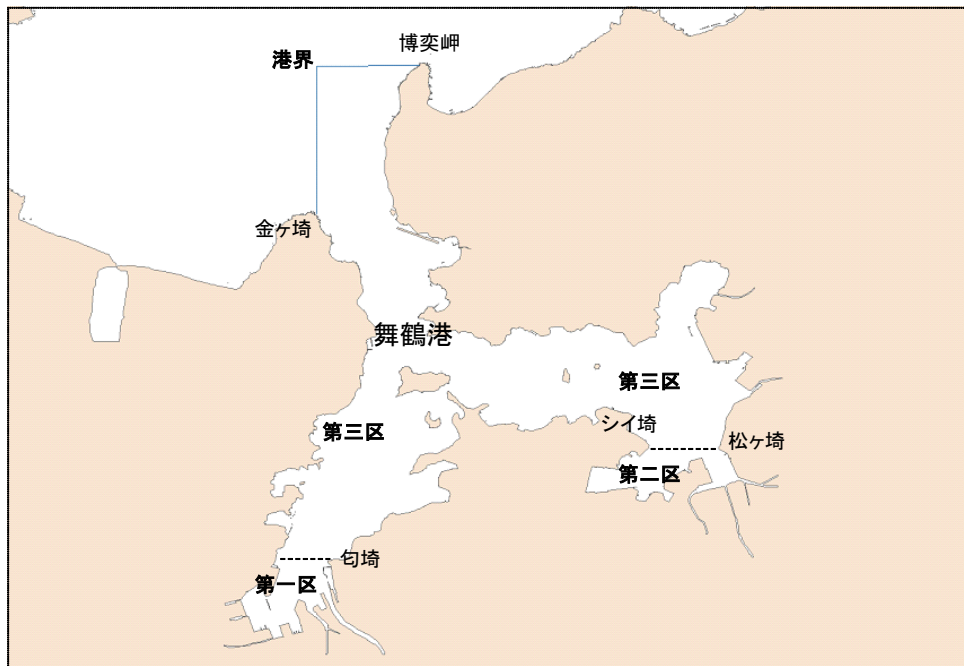
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (夜間)

## 8 添付資料

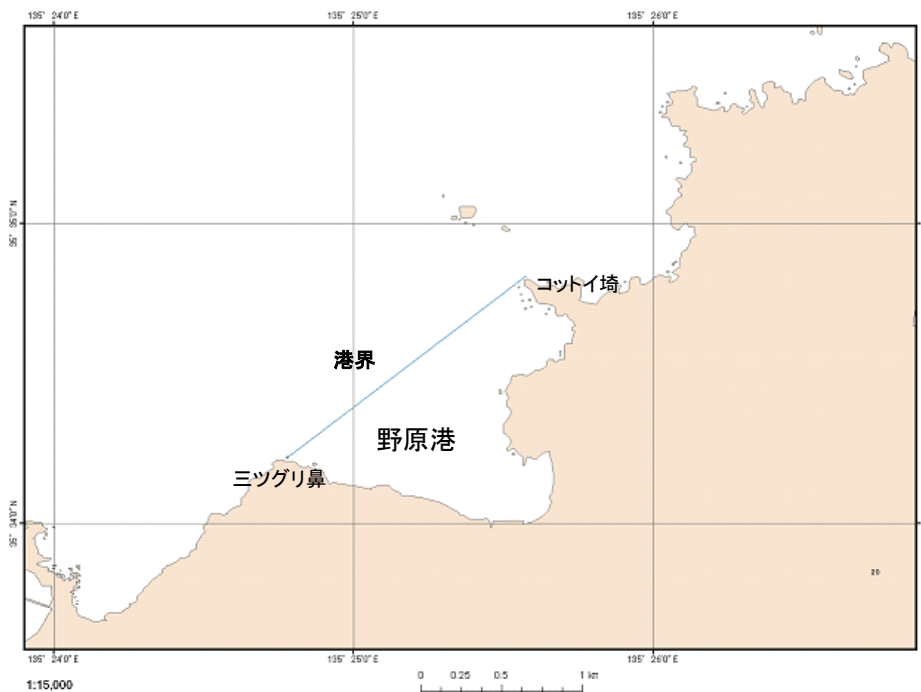
位置図、作業区域図（調査区域等明示）、作業状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧、施工体制図等の協力業者一覧、契約書又は発注証明書の写し等

#### 第4節 港域図 (参考)

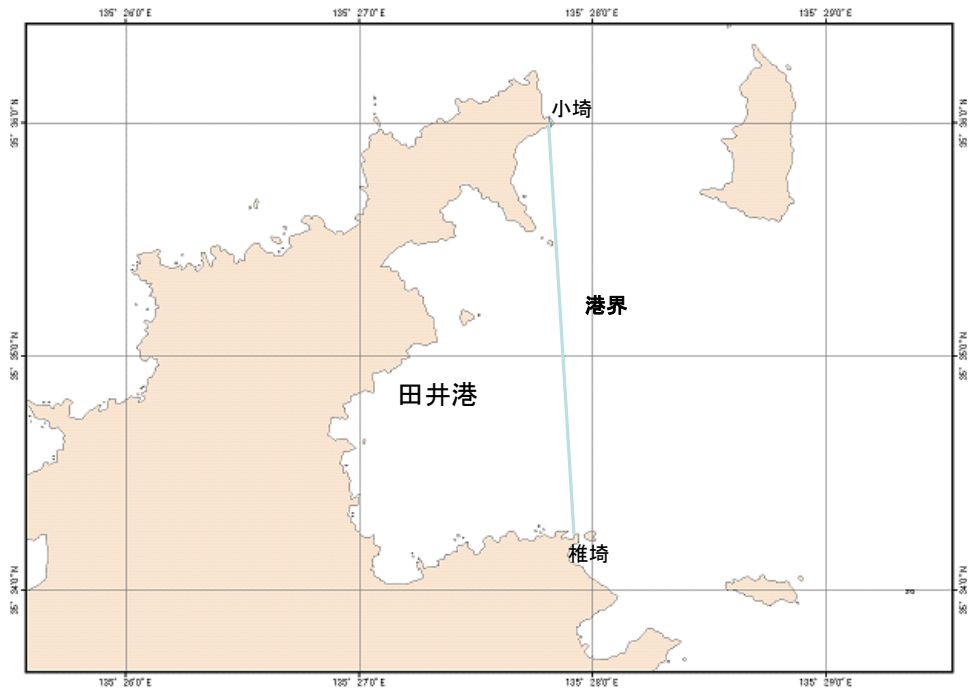
### 舞鶴港 港域図



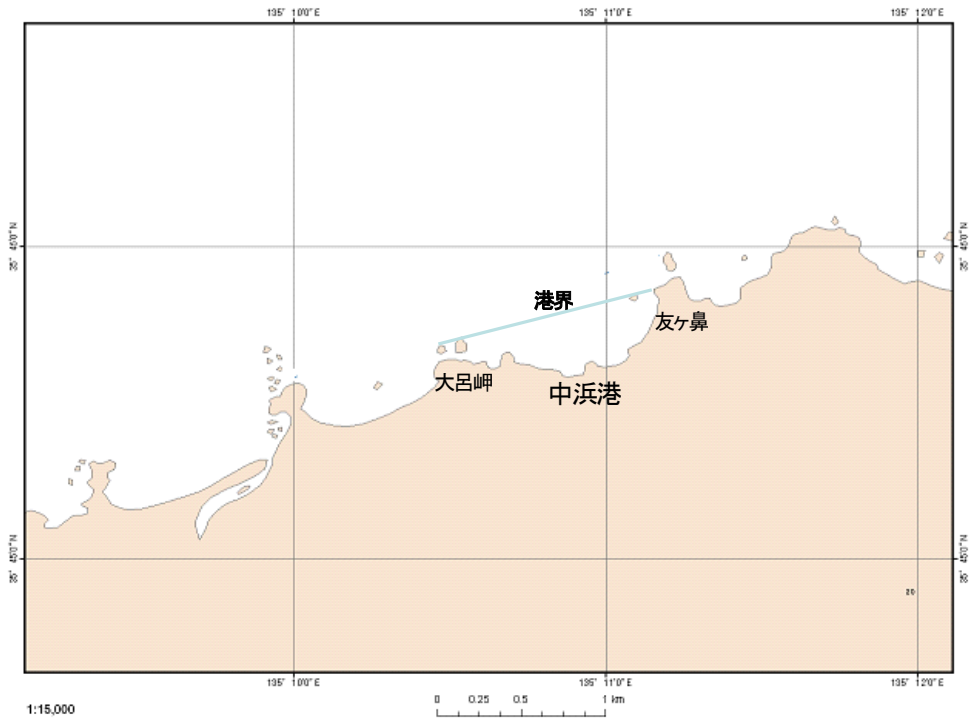
### 野原港 港域図



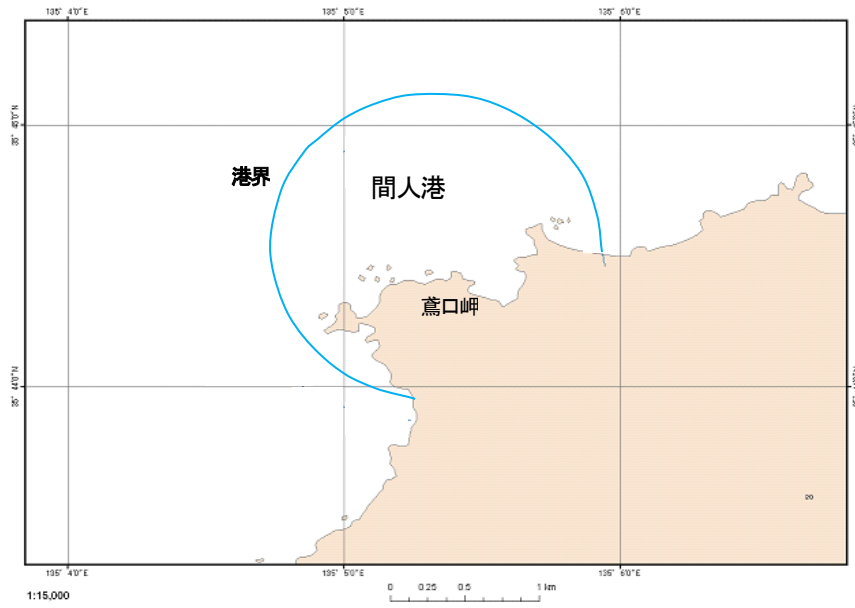
## 田井港 港域図



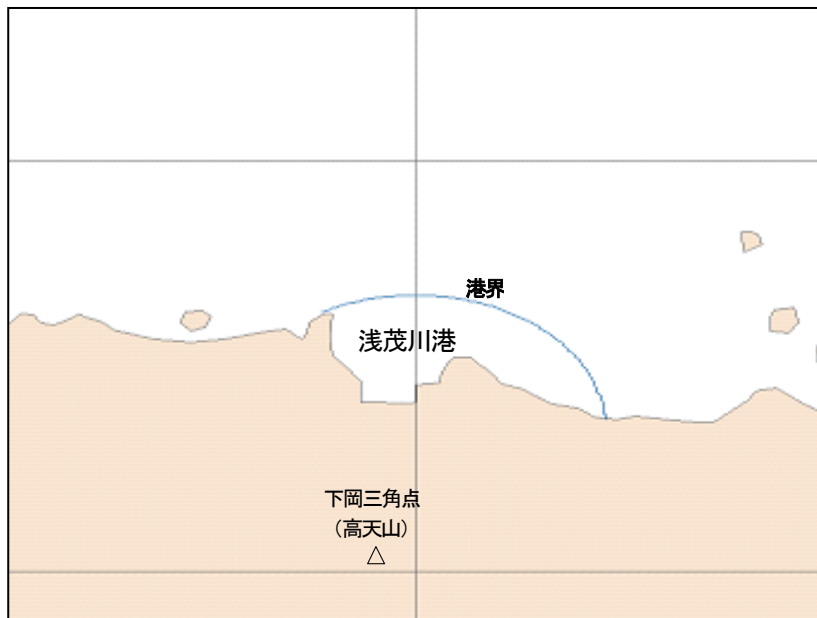
## 中浜港 港域図



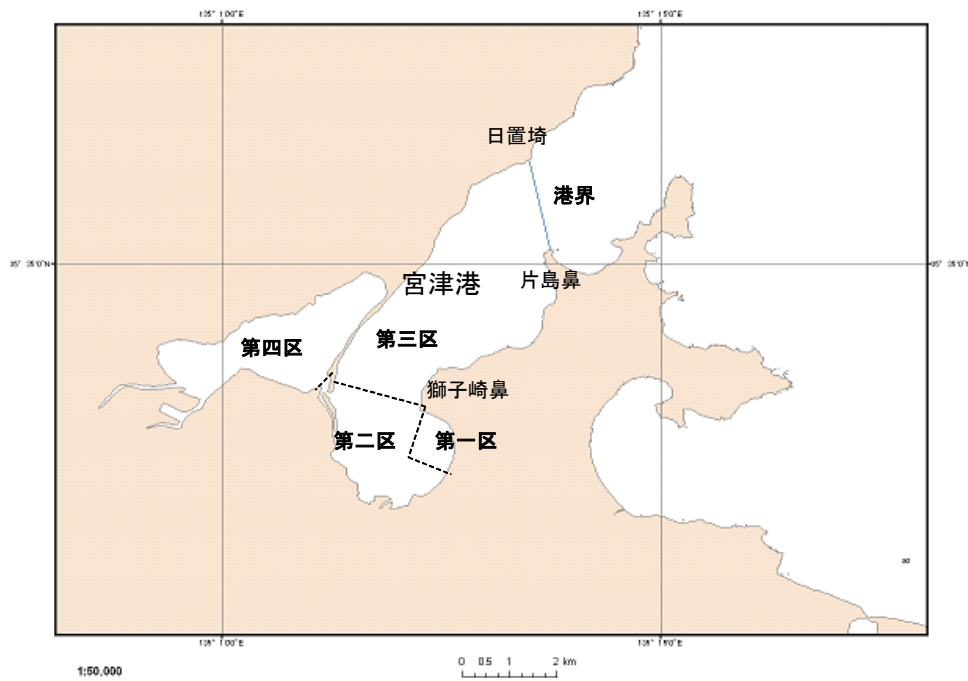
## 間人港 港域図



## 浅茂川港 港域図

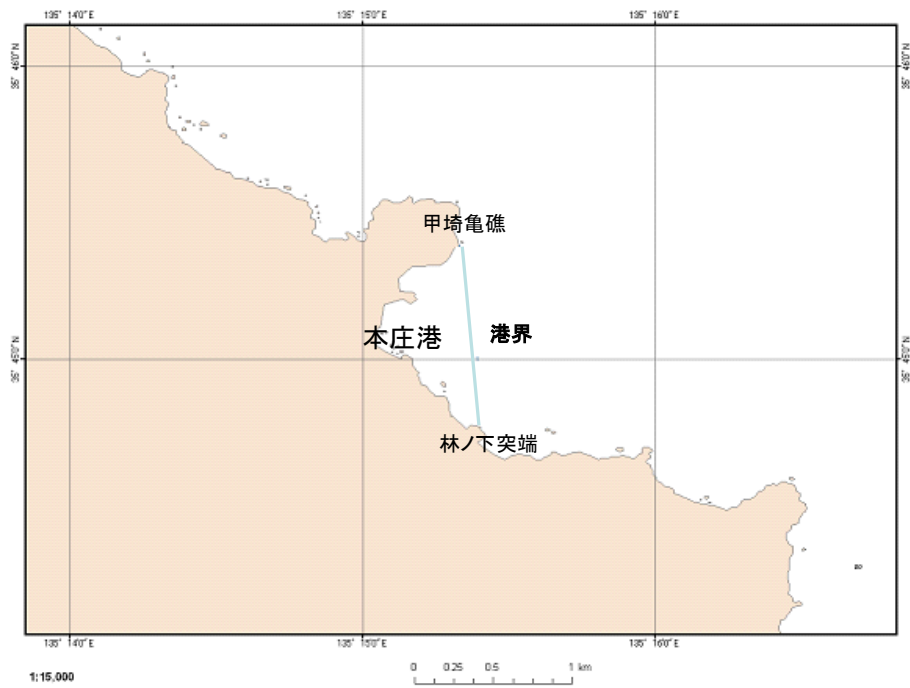


# 宮津港 港域図





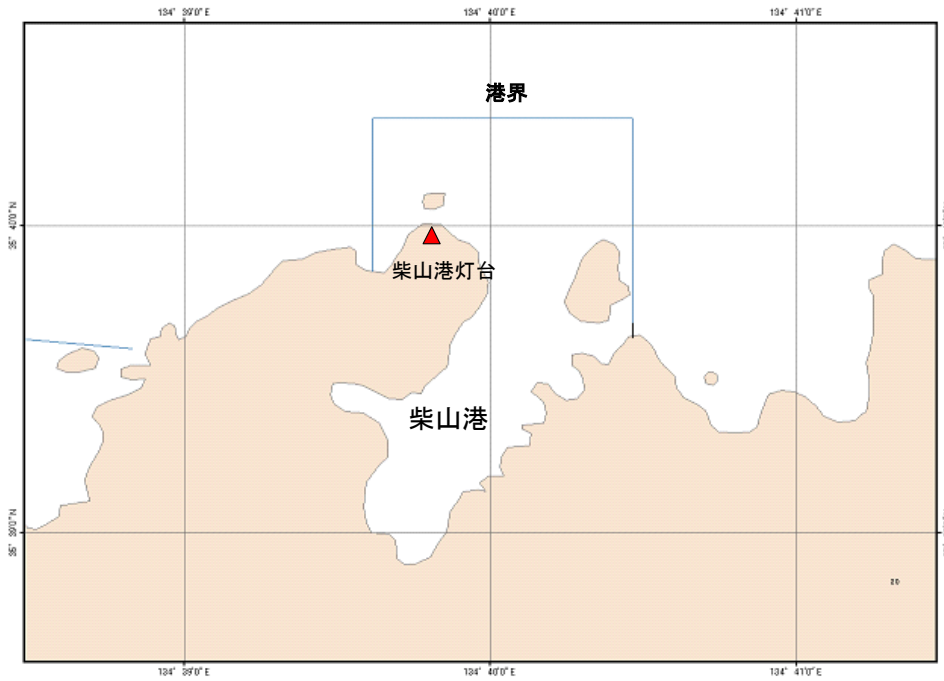
# 本庄港 港域図



## 津居山港 港域図



## 柴山港 港域図



## 浜坂港 港域図

